

がんばるぞ！ 鏡石 第5次総合計画の策定に向けた パブリックコメントを募集します

パブリックコメントってなに？
町が計画や条例の立案をしようとする時に、事前にその案を公表し、案に対して広く町民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、町は提出されたご意見等に対する町の考えを公表するとともに、ご意見等を考慮して最終的な意思決定を行うおうとするものです。

町では現在、平成24年度から10年間のまちづくりの指針となる第5次総合計画の策定を進めており、昨年9月には、町民委員の公募などにより設置した「まちづくり委員会」におけるご検討の結果「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書」をいただいたとおり、その内容を尊重しつつ庁内で検討を重ねてきました。

今年度末までの策定、そして4月公表に向けて、より広

く町民の皆さんからご意見をいただき、素案への反映を検討していくため、パブリックコメントを実施します。

素案の全文は、庁舎の1階ロビーのほか、公民館、勤労青少年ホーム、図書館で閲覧できる他、町のホームページ（<http://www.town.kagamishifukushima.jp>）からもご覧いただけます。是非、ご意見をお寄せください。

【対象】 町内に在住・在学・在勤の方

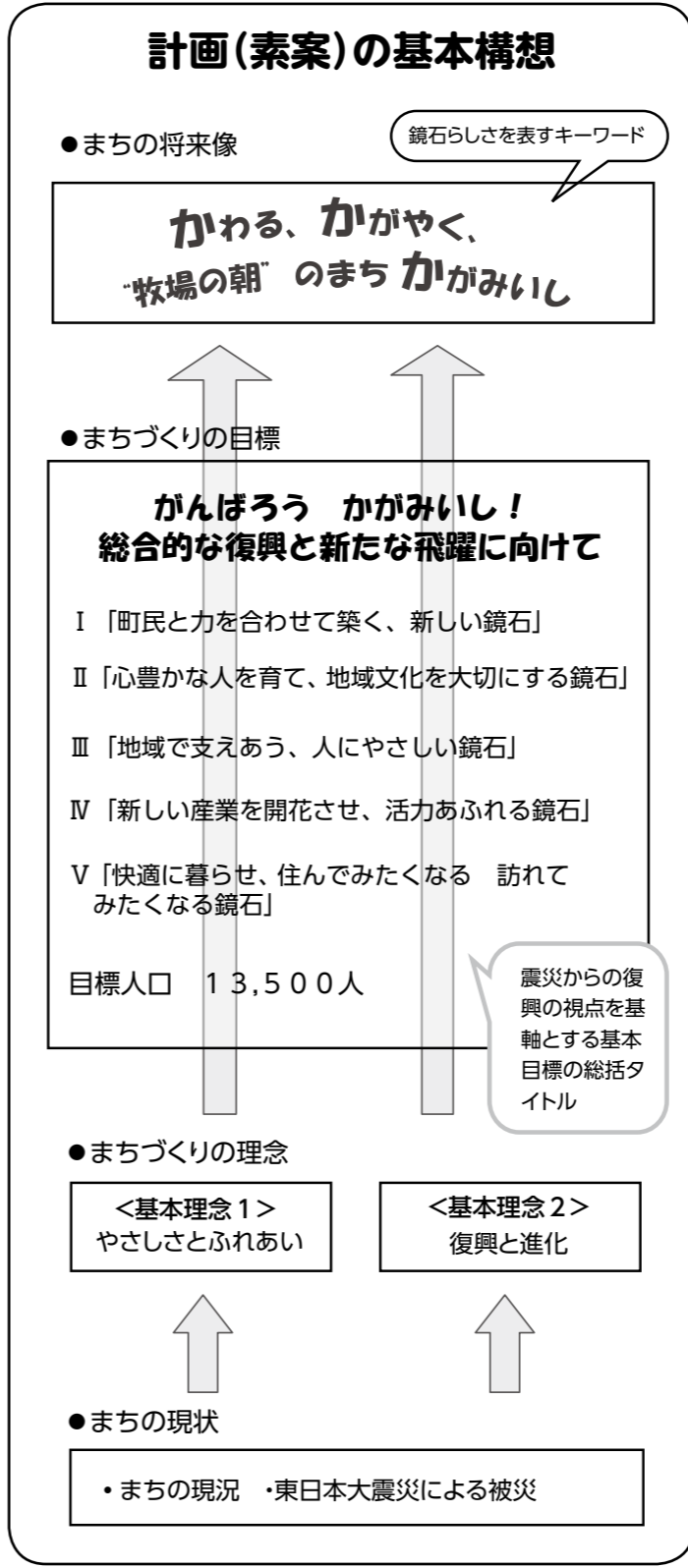
【提出方法】
次のいずれかの方法でお願いいたします。

①素案の閲覧場所に備えつけてある「ご意見用紙」へのご記入と意見箱への投函
②総務課窓口への郵送・ファックス・電子メールまたは直接持参（様式自由。ただし要旨を400字程度で）
③町ホームページ（第5次総合計画の素案についてのパブリックコメント用のページ）上に意見募集専用フォーム

【素案の公表及び意見募集の開始】

- 2月3日（金）
- 2月22日（水）（必着）

◎問い合わせ先
総務課…〒969-0049 2
鏡石町不時沼345
電話…62-2111
FAX…62-6553
電子メール…pabcome@town.kagamishi.jp



鏡石町議会臨時会

1月20日（金）、第2回鏡石町議会臨時会が行われ、復旧工事の契約に関する議案と一般会計補正予算、計4件の議案が議決されました。

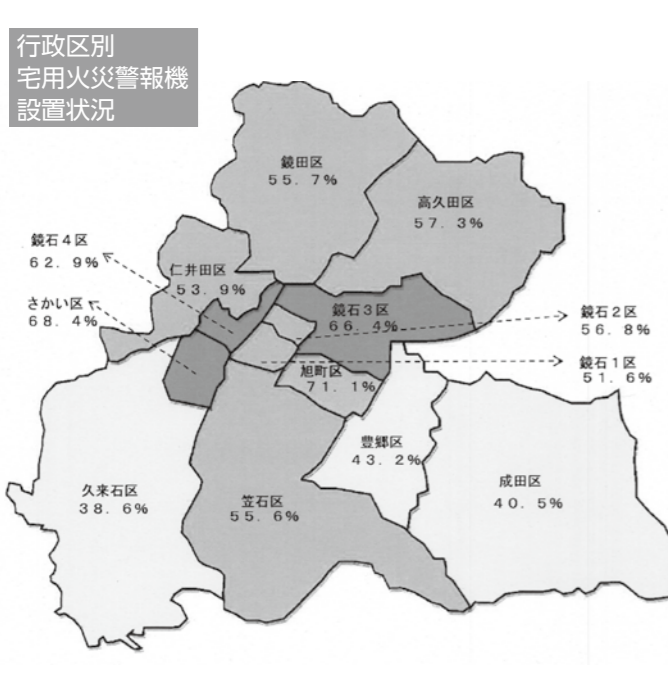
提出された議案は、公共下水道災害復旧工事で中央小区分2か所、境小区分の計3か所の請負契約の締結について議会の議決を求める議案と、一般会計補正予算（第8号）で1,934万7千円を増額する議案です。今回の補正予算により平成23年度の一般会計予算の総額は、76億7,349万5千円となりました。

また、効果的な除染方法を検証するためのモデル事業実施のための費用も計上されました。町では、5件程度の民家の除染の実証実験を行う予定です。

今回の補正予算では、食品の放射線量の簡易検査実施に係る予算が計上されました。町では、国から貸与される食品等の放射能測定機を活用し、学校等で提供する給食、また、一般家庭で栽培された食材や井戸水などを簡易検査し、食材からの内部被ばくの



平成24年 春季全国火災予防運動 実施期間 3月1日（木）～7日（水）



須賀川消防署管内住宅用火災警報器設置率 H23.10調査時
(カッコ内は前回H23.1調査時) 単位:%

須賀川市	62.47(53.02)	玉川村	77.73(73.61)
天栄村	57.19(52.55)	平田村	95.61(87.04)
鏡石町	57.58(41.56)	浅川町	64.95(46.15)
石川町	51.22(29.60)	古殿町	70.46(49.13)

行政区別設置率

行政区	世帯数	アンケート回収率	設置率
久来石区	210	90.0%	38.6%
笠石区	530	60.8%	55.6%
1区	300	10.3%	51.6%
2区	210	52.9%	56.8%
3区	330	36.1%	66.4%
4区	365	43.6%	62.9%
仁井田区	220	58.2%	53.9%
鏡田区	510	45.1%	55.7%
高久田区	150	50.0%	57.3%
旭町区	270	89.6%	71.1%
豊郷区	75	49.3%	43.2%
成田区	302	12.3%	40.5%
さかい区	220	60.5%	68.4%

春季全国火災予防運動が3月1日（木）から3月7日（水）までの7日間実施されます。

この運動は、空気が非常に乾燥し火災が発生しやすい時期を迎えることから、住民の皆様には防火に対する意識を一層高め、火災の発生を防止することにより、尊い生命や貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

また、住宅用火災警報器の設置普及を図り、高齢者等の犠牲者を減少させることを目指しています。

住宅用火災警報器の設置が義務となっています！昨年の6月から、法律で設置することが義務化されました。

まだ設置をされていない方は、家族と財産を自らを守るように住宅用火災警報器を設置しましょう。

◇問合せ先
須賀川消防署鏡石分署
☎62-4511